

2021年3月18日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人全国信用金庫協会

企業会計基準適用指針公開草案第71号  
「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見

今般、標記公開草案に対して、意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

質問 1（投資信託財産が金融商品である投資信託における時価の算定に関する質問）  
本公開草案で提案している投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定に関する取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、海外の投資信託については、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い（通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができると提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

- (1) 「投資信託財産が金融商品である投資信託」の時価の算定に関する取扱いについて、時価算定会計基準の本則によらず、基準価額を時価とする（または時価とみなす）ことを許容する点については、実務に配慮した内容と言え、同意する。
- また、基準価額と「第三者から入手した相場価格」の取扱いの関係について、追加的な手続きを求めている点についても、実務に配慮されており、また、基準価額自体が制度上、一定の外部評価を受けていることに鑑みても適当な結論であると考えられ、同意する。
- (2) 海外の投資信託に関して、基準価額を時価とみなす場合の条件として、第24-3項(1)～(3)の要件に加え、「時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い」ことを要請する点については、様々な商品性のファンド商品があることを踏まえ、例えば、下記「上記(2)の理由②」記載のように一部記載を修正するなど、適正な会計処理ができない商品が生じることのないよう、適切に検討をしていただきたい。

## 【上記(2)の理由①】

本公開草案では、海外の投資信託に関して、基準価額を時価とみなす場合の条件として、第24-3項(1)～(3)の要件に加え、「時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い」ことを要請しているが、その理由として、結論の背景において「情報の入手が困難であることを踏まえ」（第49-5項）と記載されている。

この点について、情報の入手が困難であれば、通常、時価算定会計基準の本則に従

った時価の算定が実務上困難になる可能性が高いと考えられ、本規定により、基準価額を時価とみなすこともできないのであれば、適正な会計処理を行うことができない懸念がある。

本規定の背景として、もし、海外の投資信託について、基準価額の算定が適当かどうか、本邦内の関係機関の間で把握・調整等をしきれないことが念頭にあり、当該基準価額を時価とする（あるいはみなす）ことが適当でないという意図があるのであれば、その場合は、「市場価格のない株式等」に準じて取得原価による会計処理を認めるなどの配慮が必要ではないか。

#### 【上記（２）の理由②】

本規定の「時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い」については、「通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する」とある。

本公開草案では、海外の投資信託の直接保有を前提に「1か月程度」情報提供に時間を要することもあり得る（第49-5項）と想定しているが、ファンド商品の類型やその会計処理は様々であり、例えば、合同運用金銭信託の構成資産として投資信託を保有していて、会計上は投資信託として扱っているケースもある（信託勘定を通じて海外の投資信託に投資するスキームで、会計上は海外の投資信託の直接保有に準じて扱うケースがある。この場合、国内の金銭信託ではなく、海外の投資信託として財務諸表に計上されている）。

公開草案における「通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する」という記載は、「投資信託財産」の特性を考慮できるように配慮いただいているものと考えるが、「投資信託財産」の特性以外の要素（例えば、間接保有といった商品スキーム等）に係る特性も考慮できることが明確になるように記載いただくことが適当と考える。

上記の点を踏まえ、「通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する」については、「通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性や商品スキームなどの特性も考慮する」等の表現に修正していただきたい。

#### 質問 2（投資信託財産が金融商品である投資信託における注記に関する質問）

基準価額を時価とみなす取扱い（本公開草案第24-3項）を適用する投資信託については、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととし、当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額等を注記することを提案しています。

また、当該投資信託については、仮に時価算定会計基準に従って時価のレベルを分類した場合、レベル3に該当することが多いと考えられるため、レベル3に該当した場合に求められる注記のうち、期首残高から期末残高への調整表を注記することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

- (1) 基準価額を時価とみなす取扱いを行った場合に、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととする点については、実務に配慮した内容と言え、同意する。

他方で、基準価額を時価とみなす取扱いを行った場合に、「レベル3に該当し

た場合に求められる注記のうち、期首残高から期末残高への調整表を注記する点については、財務諸表利用者の意見を踏まえ適切に検討いただきたい。

#### 【上記（１）の理由】

基準価額を時価とみなす取扱いを行った場合には、その時価とみなした金額（以下、「みなし時価」という。）は時価算定会計基準の諸規定に沿った時価ではなく、考慮されていないインプットがあると考えられる（特に解約制限等がある場合には、流動性スプレッドが考慮されていないものと考えられる）。

このため、例えば、時価算定会計基準の本則に沿って、流動性スプレッドを考慮して算定すればレベル3に区分されるような商品性の投資信託であっても、そのインプット（流動性スプレッド）を用いていないため、基準価額の算定に用いたインプットをもとに区分するとレベル2に該当するというような逆転現象が生じてしまう可能性がある。このような開示になってしまった場合、財務諸表利用者の判断を誤らせる恐れがあることから、レベル区分を行う意義が乏しいと考えられる。上記の観点から、「時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととする」点については妥当と考える。

他方で、基準価額を時価とみなす取扱いを行った場合に、当該投資信託に関して「期首残高から期末残高への調整表」を作成する点（第24-7項(3)）については、財務諸表作成者の立場としては作成コストが生じるため、財務諸表利用者の意見を踏まえ適切に検討いただきたい。

その際、例えば、「投資信託財産が金融商品である投資信託」のみなし時価に係る注記（第24-7項に基づく調整表等）と「投資信託財産が不動産である投資信託」のみなし時価に係る注記（第24-11項に基づく調整表等）を別々に作成せずに、あわせて作成する（両者のみなし時価の合計値により作成する）ことも可能にできないかご検討いただきたい。これらの注記は、時価算定会計基準の本則によらず「基準価額を時価とみなす取扱いを行った」商品の残高等を把握するための情報であると考えられ、両者を区別して注記する意義は乏しいものとする。

- (2) 基準価額を時価とみなす取扱いを行った場合に、本公開草案第24-7項に基づき要請される注記は、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5-2項の「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の枠組みに含まれるものであることを明確にしていきたい。

#### 【上記（２）の理由】

時価算定会計基準の導入を踏まえた諸法制の整備がなされているところであるが、会社法（会社計算規則）においては、有価証券報告書を作成しない企業に限って、「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」を省略することができることとされた。

このため、今回の公開草案で規定される「みなし時価」に係る注記が、会社計算規則における「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」の範囲に含まれるか否かが論点になりうる。

この点については、本則のレベル区分や調整表が省略可能とされていることに鑑み、同様に省略可能とすることが適当だと考えるが、会計基準上明確にせず、法令において整理しようとした場合、適用時期が 2021 年度の期末とされているため、法令の整備がタイトなスケジュールとなると考えられる。結論が示されるタイミングが遅れるほど、財務諸表作成や会計監査上で、解釈が定まらずに苦慮することとなるため、会計基準において「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」（金融商品の時価等の開示に関する適用指針 第 5-2 項）の枠組みで注記するものであること（会社計算規則上、省略可能であること）を明確にしていきたい。

(3) 基準価額を時価とみなす取扱いを行った場合の注記事項（第 24-7 項）について、以下の点をご検討いただきたい。

① 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」の本則に基づくレベル別開示では、「時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債」と「時価を注記する金融資産及び金融負債」で異なる取扱いとしており、前者についてのみ調整表の注記を求めている（金融商品の時価等の開示に関する適用指針 第 5-2 項 (4)）。本公開草案では、このような区別をしていないが、規定範囲に問題がないかご確認いただきたい。

その際、投資信託について、「時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債」に該当しないケースの有無も整理のうえご検討いただきたい（例：有期限の投資信託について満期保有目的で処理する可能性、投資信託を子会社株式等として扱う可能性、MMF 等の取得原価により計上される投資信託の取扱い一等）。

② 期首残高から期末残高への調整表の項目のうち、「③購入、売却及び償還のそれぞれの額」について、本規定中の「償還」に、「解約」（一部解約を含む）による払戻しや、払込資金からの払戻しと認められる「いわゆる特別分配金」が含まれるかが明確でないため、必要に応じて「償還等」といった幅を持たせる表現ぶりをご検討いただきたい。

質問 3（投資信託財産が不動産である投資信託における時価の算定に関する質問）

現状では多様な取扱いがなされている市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託について、貸借対照表価額を時価に統一することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、貸借対照表価額を時価に統一することとした場合、本公開草案で提案している投資信託財産が不動産である投資信託の時価の算定に関する取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(1) 「投資信託財産が不動産である投資信託」の時価の算定に関する取扱いについて、時価算定会計基準の本則によらず、基準価額を時価とする（または時価とみなす）ことを許容する点については、実務に配慮した内容と言え、基本的には同意する。

また、基準価額と「第三者から入手した相場価格」の取扱いの関係について、追加的な手続きを求めている点についても、実務に配慮されており、また、基

準価額自体が制度上、一定の外部評価を受けていることに鑑みても適当な結論であると考えられ、同意する。

- (2) 基準価額について、どの時点のものを使用するかについては、本公開草案では明確ではなく、実務上の観点から「直近に入手可能なものを用いることができる」旨を明確化いただきたい。

【上記(2)の理由】

不動産投資信託の基準価額は、特に私募の場合、年2回程度しか公表されず、公表時期も基準日から2か月程の期間を要するなど、タイムリーな把握が困難であることが一般的である。例えば、2月末・8月末の年2回決算の商品の場合、2月末時点の基準価額は4月末頃に公表されることから、自社の3月末の決算処理に含めることは困難であり、8月末時点の基準価額を用いることとせざるをえない。

本公開草案では、どの時点の基準価額を使用するかについては明確に言及されていないが、第24-5項において、海外の投資信託の基準価額の利用に制限を課していることから、逆説的に貸借対照表日時点の基準価額を用いることを前提としているように解釈されてしまう可能性がある。

上述のとおり、不動産投資信託については、貸借対照表日時点の基準価額を決算処理で用いることは困難であることから、直近に入手可能なものを用いることで差し支えない旨を明確化いただきたい。

なお、同様の論点は、いわゆるインフラ投資信託のような、「投資信託財産が金融商品と不動産の両方を含む場合」(第24-12項)の対象となる商品についても言えると考えられるため、投資信託全般について、直近に入手可能なものを用いることで差し支えない旨を明確化いただきたい。

質問4(投資信託財産が不動産である投資信託における注記に関する質問)

基準価額を時価とみなす取扱い(本公開草案第24-9項)を適用する投資信託については、解約等に関する制限の内容の注記を除き、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様の注記を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

- (1) 基準価額を時価とみなす取扱いを行った場合に、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととする点については、実務に配慮した内容と言え、同意する。

他方で、期首残高から期末残高への調整表を注記する点については、財務諸表利用者の意見を踏まえ適切に検討いただきたい。(質問2へのコメントと同趣旨)

- (2) 基準価額を時価とみなす取扱いを行った場合に、本公開草案第24-11項に基づき要請される注記は、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5-2項の「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の枠組みに含まれるものであることを明確にしていきたい。(質問2へのコメントと同趣旨)

質問 5 (貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する質問)

本公開草案で提案している時価の注記を要しないとする取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

- (1) いわゆる「組合等への出資」については、その組成目的・経済実態が様々であることや、既存の取扱いが区々である中、短期間の検討で結論を得ることは適当でなく、本公開草案において、時価の注記を要しないとする取扱いに同意する。他方で、従来、「組合等への出資」のうち、構成資産が「市場価格のない株式等」(非上場株式)であることから、時価の算定が困難であるとしていたケースがあり、このような組合出資については、新しい枠組みにおいても「市場価格のない株式等」に含めて取り扱うことが許容されるか確認したい。

質問 6 (適用時期等に関する質問)

本公開草案で提案している適用時期等に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

- (1) 本公開草案の本則としての適用時期について異論はないが、システム開発等の事情も鑑み、適用時期を1年程度遅らせることを可能とする経過措置を設けていただきたい。

【上記(1)の理由】

本公開草案の内容は、実務面に配慮されており、適用初年度の実務負担についても調整表等の注記を省略可能としている。このため、比較的早期の導入が可能と考えられ、2019年適用指針の本則と同時期の適用を目指したいとする提案は理解できる。

他方で、有価証券の明細管理に用いているシステム等の開発動向として、基準適用当初は投資信託について対象外とする内容で開発されているものと考えられ、本公開草案の最終化を受けて、別途、追加開発が行われると考えられる(特に、「みなし時価」についてはレベル1~3のいずれにも該当しないため、別途区分を設けるものと考えられる)。このため、システム等の提供時期が対応可能か否か等にも影響すると考えられることから、適用時期を1年程度遅らせることを可能とする経過措置を設けていただくことが適当ではないかと考える。

質問 7 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

特になし。

以上